

## 滋賀県工業用水道条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

彦根工業用水道事業が供給する工業用水の基本料金、基本使用料金、特定料金、特定使用料金および超過料金について、工業用水道料金算定要領（平成25年経済産業省告示第19号）に基づきその料率を改定するため、滋賀県工業用水道条例（昭和43年滋賀県条例第23号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 彦根工業用水道事業における工業用水の基本料金、基本使用料金、特定料金、特定使用料金および超過料金の料率を次のとおり改定することとします。（第21条関係）

基本料金	基本水量1立方メートルにつき	15円（現行14円）
基本使用料金	基本使用水量1立方メートルにつき	3円60銭（現行3円）
特定料金	特定水量1立方メートルにつき	15円（現行14円）
特定使用料金	特定使用水量1立方メートルにつき	3円60銭（現行3円）
超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき	37円20銭（現行34円）

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県工業用水道条例新旧対照表

旧			新		
第1条から第20条まで 省略 (料金) 第21条 料金は、基本料金、基本使用料金、特定料金、特定使用料金および超過料金とし、それぞれ次の料率により徴収する。			第1条から第20条まで 省略 (料金) 第21条 料金は、基本料金、基本使用料金、特定料金、特定使用料金および超過料金とし、それぞれ次の料率により徴収する。		
名称	種別	料率	名称	種別	料率
彦根工業用水道事業	基本料金	基本水量1立方メートルにつき <u>14円</u>	彦根工業用水道事業	基本料金	基本水量1立方メートルにつき <u>15円</u>
	基本使用料金	基本使用水量1立方メートルにつき <u>3円</u>		基本使用料金	基本使用水量1立方メートルにつき <u>3円</u> <u>60銭</u>
	特定料金	特定水量1立方メートルにつき <u>14円</u>		特定料金	特定水量1立方メートルにつき <u>15円</u>
	特定使用料金	特定使用水量1立方メートルにつき <u>3円</u>		特定使用料金	特定使用水量1立方メートルにつき <u>3円</u> <u>60銭</u>
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき <u>34円</u>		超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき <u>37円</u> <u>20銭</u>
南部工業用水道事業	省略		南部工業用水道事業	省略	
2から8まで 省略 第22条以下 省略			2から8まで 省略 第22条以下 省略		

# 「滋賀県工業用水道条例」の一部改正について

工業用水道事業（令和5年度から令和9年度）の料金改定を行うため、滋賀県工業用水道条例（昭和43年滋賀県条例第23号）の一部を改正しようとするもの。

## 1 事業概要

### 【彦根工業用水道事業】

- 給水区域：彦根市、多賀町
- 受水企業数：14社
- 基本水量：24,886 m<sup>3</sup>/日

### 【南部工業用水道事業】

- 給水区域：草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、竜王町
- 受水企業数：43社
- 基本水量：54,398 m<sup>3</sup>/日

## 2 基本的な考え方

[料金算定]

- ◆独立採算の原則および受益者負担の原則を基礎とする。

[料金改定]

- ◆経済産業省「工業用水道料金算定要領」に基づき、5年ごとに料金を試算し、現行料金との乖離が生じた場合に改定する。

## 3 料金改定案

### 【彦根工業用水道事業】

全ての料金の料率を、料金算定期間の総括原価の状況から値上げ改定を行う。

### 【南部工業用水道事業】

全ての料金の料率を、料金算定期間の総括原価の状況から据え置く。

名称	種別	現行料率	改定案	改定値幅
彦根	基本料金	基本水量1 m <sup>3</sup> につき 14円	15円	+1円
	基本使用料金	基本使用水量1 m <sup>3</sup> につき 3円	3円60銭	+60銭
	特定料金	特定水量1 m <sup>3</sup> につき 14円	15円	+1円
	特定使用料金	特定使用水量1 m <sup>3</sup> につき 3円	3円60銭	+60銭
	超過料金	超過使用水量1 m <sup>3</sup> につき 34円	37円20銭	+3円20銭
南部	基本料金	基本水量1 m <sup>3</sup> につき 34円70銭	改定せず	
	基本使用料金	基本使用水量1 m <sup>3</sup> につき 8円		
	特定料金	特定水量1 m <sup>3</sup> につき 34円70銭		
	特定使用料金	特定使用水量1 m <sup>3</sup> につき 8円		
	超過料金	超過使用水量1 m <sup>3</sup> につき 85円40銭		

※特定水量とは、基本水量を増量すると原則減量することができないため、受水企業が工場の拡張等により水量の増加が見込まれるが、その水量が明確でない場合等に、期間を定めて承認する水量です。

#### 4 料金の算定（令和5年度～令和9年度）

##### 【彦根工業用水道事業】

###### ○基本料金

$$\left( \frac{\text{固定費}(\text{※1})}{796\text{百万円}} - \frac{\text{控除項目}(\text{※2})}{126\text{百万円}} \right) \div \frac{\text{基本水量}}{24,570\text{m}^3/\text{日}} \div \frac{\text{日数}(\text{※3})}{1,827\text{日}} \doteq \frac{\text{基本料金}}{15\text{円}/\text{m}^3}$$

###### ○使用料金

$$\frac{\text{変動費}(\text{※4})}{114\text{百万円}} \div \frac{\text{使用水量}(\text{※5})}{17,509\text{m}^3/\text{日}} \div \frac{\text{日数}(\text{※3})}{1,827\text{日}} \doteq \frac{\text{使用料金}}{3\text{円}60\text{銭}/\text{m}^3}$$

##### 【南部工業用水道事業】

###### ○基本料金

$$\left( \frac{\text{固定費}(\text{※1})}{3,853\text{百万円}} - \frac{\text{控除項目}(\text{※2})}{380\text{百万円}} \right) \div \frac{\text{基本水量}}{54,884\text{m}^3/\text{日}} \div \frac{\text{日数}(\text{※3})}{1,827\text{日}} \doteq \frac{\text{基本料金}}{34\text{円}70\text{銭}/\text{m}^3}$$

###### ○使用料金

$$\frac{\text{変動費}(\text{※4})}{481\text{百万円}} \div \frac{\text{使用水量}(\text{※5})}{33,200\text{m}^3/\text{日}} \div \frac{\text{日数}(\text{※3})}{1,827\text{日}} \doteq \frac{\text{使用料金}}{8\text{円}/\text{m}^3}$$

※1 固定費：人件費、修繕費、委託料、動力費（基本料金）、減価償却費、資産維持費等

※2 控除項目：諸収入、長期前受金戻入額等

※3 日数：令和5年度から令和9年度の日数

※4 変動費：動力費（使用料金）、薬品費

※5 使用水量：「滋賀県企業庁経営戦略」の記載水量  
（令和5年度から令和9年度までの5年間分）

#### 5 物価変動に伴う料金への対応

- ・今回の料金改定から一定の物価上昇率を加算している。
- ・過剰な料金値上げとならないよう国の電力支援策の動向も注視しながら、経営改善に努める。
- ・さらなる物価高騰や大規模災害などが生じた場合には、必要に応じて料金算定期間の5年間を待たずに、料金改定について受水企業と協議していく。